

各種助成事業の廃止(案)について

**1 身体障害者福祉電話設置事業**

(1) 事業概要

外出困難な在宅重度身体障がい者であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段を有しない者に、福祉電話を貸与することで、日常生活の便宜を図り緊急時の不安を解消する。

(2) 対象者

ア 所得税非課税、イ 身体障害者手帳1, 2級の難聴者又は外出が困難、  
ウ 障がい者のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯

(3) 現在の利用者

14名

(4) 現状と方向性

利用者は、死亡や転出等で年々減少、新規申請は数年実績無。現在は携帯電話やスマートフォン等の普及が進んでおり、事業縮小・廃止としたい。

(今後は、継続の方のみを助成対象とし、新規受付は廃止する。)

**2 在宅障害者緊急通報システム事業**

(1) 事業概要

障がい者の自立促進と緊急時の迅速かつ適切な対応の為、緊急通報システムを設置し、生活の安全を確保する。

(2) 対象者

ア 外出困難な重度身体障がい者で障がい者のみの世帯、イ 満18歳以上で所得税非課税の者又は所得税非課税世帯に属する者、ウ 緊急時における連絡手段の確保が困難な者

(3) 現在の利用者

6人

(4) 現状と方向性

新規申請は年に1件程度。令和2年(2020年)4月1日から熊本市消防局で聴覚や発話に障がいのある方のために「NET119緊急通報システム」の運用開始していることもあり、携帯電話やスマートフォンがあれば簡単な操作で素早く、119番通報することができる。このようなサービスも開始されていることも踏まえ、事業縮小・廃止としたい。

(今後は、継続の方のみを助成対象とし、新規受付は廃止する。)

### 3 障害者自動車運転免許取得費助成事業

(1) 事業概要

障がい者の自動車運転免許教習に係る費用の一部を助成【教習に要した費用の2/3の額(上限額100,000円)】することで、障がい者の社会参加を促進する。

(2) 対象者

ア 身体障がい者、イ 知的障がい者、ウ 精神障がい者

※ ア、イ、ウのいずれかで、運転免許取得により、就労等社会参加が見込まれる者

(3) 申請件数

年間40件程度

(4) 現状と方向性

軽度障がい者の申請が大半を占め、教習に要した額も一般の方の免許取得費用と大差がない。

また、自動車学校で案内があったので申請するといった方が多く、この助成がなければ免許取得を諦めるといった状況ではない。現状を踏まえ、今後、廃止としたい。

また、廃止した予算は、今後、「重度身体障害者用自動車改造費助成事業」の拡充(操舵部分以外も助成対象とする。)に充てることを検討

【参考】

一般の自動車免許取得費：平均30万

障がい者自動車免許取得費：平均324,000円(令和4年度)

### 重度身体障害者用自動車改造費助成事業

(1) 事業概要

身体障がい者自らが所有し運転する自動車の操行装置・駆動装置等の改造を必要としている者にその費用の全部または一部を助成する。(限度額10万円)【参考】改造例：APドライブ、シフトノブ等の操舵部分のみ。

(2) 対象者

身体障害者手帳所持者(要綱の規定に該当する者)で、本人が自ら所有し運転する自動車の改造を必要とする者